様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第36条第１項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の 設定／変更 を届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1　機能の内容	
2　提供条件 ⑴　提供交換機等の機種 ⑵　提供交換機等の設置地域又は設置予定地域 ⑶　提供回線種別 ⑷　接続箇所 ⑸　その他の提供条件	
3　使用する番号	
4　課金	
5　インタフェース ⑴　ユーザ・網インタフェース ⑵　網間インタフェース ⑶　保守運用インタフェース	
6　利用条件の設定	
7　機能の変更又は追加の別	
8　関連する機能及び設備並びに計画との関係	
9　自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
10　概算費用額	
11　10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	
12　工事開始予定年月日	
13　提供予定時期	
14　計画の設定又は変更年月日	
15　計画の設定又は変更理由	

注１　「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。

２　「提供交換機等の機種」については、機能を提供する交換機等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。
３　「提供交換機等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。
４　「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その機種のすべてについて記載すること。
５　「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。
６　「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。
７　「インタフェース」については、社団法人情報通信技術委員会（昭和60年10月25日に社団法人電信電話技術委員会という名称で設立され、平成14年６月11日に社団法人情報通信技術委員会という名称に変更された法人をいう。）において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。
８　「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
９　「網間インタフェース」については、第23条の４第１項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
10　「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
11　「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。
12　「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の５で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。
13　「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。
14　「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第４項第２号の総務省令で定める方法に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。
15　「工事開始予定年月日については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。
16　「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。
17　「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程も含め、具体的に記載すること。
18　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。